## 第2回 建設厚生委員会記録

**1 日 時** 令和3年6月17日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

**3 出席委員** 6名

 委員長小嶋正彰
 委員 関根正明

 副委員長太田紀己代
 "宮澤一照

 委員丸山政男
 "横尾祐子

**4 欠席委員** 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説明員 5名

 副
 市
 長
 西
 澤
 差
 健康保険課長
 今
 井
 一
 彦

 建
 設
 課
 長
 丸
 山
 敏
 行
 環境生活課長
 岩
 澤
 正
 明

福祉介護課長 岡田雅美

**8 事務局員** 2名

9 件 名

議案第 35号 動産の取得について (ロータリ除雪車)

議案第 36号 動産の取得について (除雪ドーザ)

議案第 37号 工事請負契約の締結について (ごみ焼却施設基幹改良工事)

議案第 32号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

議案第 33号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第 34号 妙高高原ビジターセンター管理条例議定について

議案第 38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項

## 10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(小嶋正彰) ただいまから建設厚生委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託された案件は、議案第35号から議案第37号の事件議決3件、議案第32号から議案第34号の条例関係3件、議案第38号の所管事項の補正予算1件の合計7件であります。

議案第35号 動産の取得について (ロータリ除雪車)

- ○委員長(小嶋正彰) 最初に、議案第35号 動産の取得について(ロータリ除雪車)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(丸山敏行) ただいま議題となりました議案第35号の動産の取得(ロータリ除雪車)について御説明申し

上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るため、ロータリ除雪車1台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得するロータリ除雪車は、除雪幅2.6メーターで220キロワット級です。契約金額は4950万円、契約の相手方は 妙高市大字関川723番地22、株式会社橋詰商工妙高営業所で、去る5月13日に入札を行い、仮契約を締結したもので あります。

以上、議案第35号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上 げます。

- ○委員長(小嶋正彰) これより議案第35号に対する質疑を行います。 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) これ金額とかそういうことじゃなくて、今年は大変平野部において降雪がひどかったわけなんですが、多分それに備えてのこの機械導入だと思うんですが、その辺これから多分温暖化によって海水の気温がどんどん、どんどん上がっております。それと、寒冷前線のぶつかりによって平野部、特に新井でも平野部が降雪がなりやすいと思うんですが、その辺考えて、機械の導入など考えていらっしゃったんですか。その辺を伺います。
- ○委員長(小嶋正彰) 建設課長。
- ○建設課長(丸山敏行) 今回のロータリ除雪車の更新につきましては、20年以上、また2000時間以上ですね、使っているということで、かなり老朽化が進んでおります。それで、今回導入するものにつきましては平成6年式で、27年が経過、また6362時間の稼働を行っております。つきまして、妙高地区になりますけども、主に小野沢地区、坂口新田地区、大洞原、こういったところを除雪するために更新するものであります。
- ○委員長(小嶋正彰) ほかいいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第35号 動産の取得について(ロータリ除雪車)車は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 動産の取得について (除雪ドーザ)

- ○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第36号 動産の取得について(除雪ドーザ)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(丸山敏行) ただいま議題となりました議案第36号 動産の取得(除雪ドーザ)について御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るため、除雪ドーザ1台を取得するに当たり、地方自治法第96条

第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する除雪ドーザは、16トン級です。契約金額は2077万9000円、契約の相手方は東京都港区白金1丁目17番3号、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーで、去る5月13日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第36号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(小嶋正彰) これより議案第36号に対する質疑を行います。 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) 入札に関して、これ1者のみで入札したという形になっておるんですが、ほか2者は辞退という形取っているんですが、これはいかなる辞退か、あるいは競争させる業者がいなかったんか、その辺どうなんでしょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 建設課長。
- ○建設課長(丸山敏行) 入札時には3者が入札参加予定をしていたんですけども、辞退された2者については市の除雪体制が11月16日から開始されるということで、納期が11月5日の納期期限としてありました。ただ、昨年の豪雪で除雪車の需要がかなり多くなってきまして、そのために納入までには間に合わんということで辞退したということを聞いております。
- ○委員長(小嶋正彰) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。
- これより採決します。 ○季昌長(小嶋正彰) 議案第26号 動産の取得について(除電ドーザ)は

○委員長(小嶋正彰) 議案第36号 動産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 工事請負契約の締結について(ごみ焼却施設基幹改良工事)

○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第37号 工事請負契約の締結について(ごみ焼却施設基幹改良工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長(岩澤正明) ただいま議題となりました議案第37号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、老朽化しているごみ焼却施設妙高クリーンセンターの延命化と省電力化による二酸化炭素排出量の削減を図るため、プラント設備の大規模改修を行う工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり

ます。

議案第37号参考の入札調書及び結果表も併せて御覧ください。このたびの工事は、全国的にも設置数が少ない流動床式焼却炉の大規模改修を行うものであることから、その特殊性や難易度等を考慮し、制限付一般競争入札を去る5月17日に行ったところであります。その結果、流動床式焼却炉の施工実績があり、当市のごみ焼却施設を熟知している株式会社神鋼環境ソリューション東京支社から応札があり、25億6300万円で仮契約を締結したものであります。

以上、議案第37号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(小嶋正彰) これより議案第37号に対する質疑を行います。 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) 平成8年12月より24年間ということで、これまで何度か、幾度かメンテナンスを行いながら 更新されてきました。ようやくこの時期が来たんだなと考えています。契約締結日から<u>令和</u>6年2月28日までの工 事期間となっていますが、これまでと同様、市民は工事中も通常どおり利用できるのかどうか、その点についてお 伺いいたします。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 現在焼却につきましては2炉体制でありまして、2炉で10時間、それを週6日行っております。基幹改良工事中につきましては、1炉ずつ止めるというときもあります。そのようなことをしながら、市民のごみの受入れについては万全を期すんですけれども、1炉運転でするときにつきましては16時間運転を予定しておりますし、2炉を止めるときもあるんですけれども、そのときにつきましてはピットにためておいて、後に焼却するというような方法で、受入れについては問題ないようにする予定であります。
- ○委員長(小嶋正彰) 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) ありがとうございました。これは、恐らく国からの補助金も対象となっていると思うんですが、その点について分かる範囲でお願いいたします。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 工事に対しまして、国からの補助金の内示を受けております。二酸化炭素排出抑制対策 事業費補助金ということで、工事のうちですね、二酸化炭素排出の削減に資する改修工事が補助金の対象となりま す。工事の内容の約85%がその補助金の対象になるんですが、その半分、2分の1が補助金ということで支給され ます。内示額では10億9500万円の補助金を受けるというような予定となっております。
- ○委員長(小嶋正彰) 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) ありがとうございました。私も企業用のごみ、そしてまた個人のごみも主に利用させていただいています。これまでいろんな面で、292の中川からの入り口の看板等も小さいところを大きくしていただいたり、またごみ焼却場に入るところの掲示板もはっきり分かるように書いていただいたり、また入る人、出て料金を払う人の明確な看板も設置していただいて、感謝しているところです。ごみ焼却に従事される方には本当にいつも頭が下がる思いですが、今後事故のないように、またそういう意味で取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) 宮澤です。おはようございます。このごみ焼却炉のこれって1者ということでね、やられて いますけれども、これ特殊性というのは、例えばこの工事の概要というところであったけど、どの点を特殊性とい

うふうな形でお持ちになられているんでしょうか。

- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 焼却炉についてなんです。形式についてでありますけれども、流動床式の焼却炉というのは全国的に珍しい炉ということになっております。全国的には上越市でも採用しているストーカ式焼却炉ということでありまして、ストーカ式の焼却炉は24時間連続で焼却をするのに適しております。当時、一番最初に登場したときは新井頸南広域行政組合なんですけれども、そのときでもやっぱりごみの焼却量というのは少なくて、24時間ではちょっと燃やせないということで、焼却の炉の停止、再開が容易であるというようなこと、ごみの質の幅広く対応できるというメリットから流動床式炉を採用したというようなことなんですけれども、やはり数が少ないというところで、専門知識と経験が必要であるといったことで、大規模改修についても同様に工事の内容は特殊、もともとの炉が特殊だということで、特殊な工事になるというようなことであります。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) 炉が特殊ということなんですけれども、そのほかのですね、空冷ヒートポンプ式パッケージ エアコンの設置とか、これらはですね、地元でもやっぱりできるものはできるでできたんじゃないかなと私思うん です。やっぱりね、地域の活性化ということをしたときには別にそういうところをですね、分けて私は入札すべき じゃないかなと思うんですよ。一括で25億というのをまとめる必要性があるのかどうか。そうすると、例えば地元 企業とかは全部また下請みたいな形で回っちゃうじゃないですか。そうすると、やっぱり地元の地域のですね、企業の育成にもならないと思うし、その辺も含めても炉は特殊かもしれないし、それに関連するところは特殊でも、ある程度要するに地元でもできるものはやっぱり直接の入札という形ということの考えはなかったんですか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 工事の中には一部分そういう電気設備というものもありますけれども、補助金の申請であるとか、施工監理であるとか、そういう面からしてですね、地元の業者というのもあるんですけれども、大きく施工監理という、一括制ということも考えまして、同じ1本の契約としたというところであります。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) ということは地元の業者は使わないということと理解でよろしいんですか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) これから今年度入札した、落札した業者において、これから詳細設計、施工ということで、設計入っていくわけですけれども、そのときにおいて地元の業者が入れるかどうかというようなこともありますので、要請していくということは可能かというふうに思っております。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) 要請するのが可能かということじゃなくて、要請するのか、しないのかですよ。全部東京の業者でやっちゃうのか、その辺ってすごく大事だと思うんですね。やっぱりね、地域力をいかに生かすかと、そういうところもやっぱり行政として結びつけなきゃいけない部分だと思うんですよね。だから、先日だっけな。志のところの浄水場もそうじゃないですか。一括で全部入札しちゃっていますよね。そういう面から見ても、やっぱり分割といった形で分けてやるということの要望も出ているということは私聞きましたよ。そういうことを含めたって、できるところはなるべく業者、地元に取るということをやっぱり何とかしてあげなかったら、やっぱり本当にね、これだけ疲弊している経済を立て直すことってできないと思いますよ。そういうことのですね、やっぱり知恵をですね、もう少し働かせたほうがいいと思いますよ、課長。いかがですか、それ。要請、これから要望していくというんじゃなくて、要望していくんじゃなくて、やるの当たり前なんでしょう、これ。地元のところでやっても

らうの当たり前じゃないですか、ある程度下請で出るのは。全部東京の業者なんですか、その辺。どういうふうに 考えてられるかちょっとお聞きしたい。

- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 大部分を占めますプラントのものにつきましては、オリジナルのもので設計して組み立 てるというようなことを聞いております。メーカーというか、既製品であるようなところにつきましては、地元の 業者を使える、使うかと、使いたいというようなことで話はすることができますので、要請をしていきたいという ふうに思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) ぜひね、分離して、ちゃんともう一回ね、やったほうがいいと思いますよ。一気に23億というね、こんな大きいのが1者でね、決まるというのは、それは炉はしようがないとしたって、やっぱりできるところはやるということにつなげなきゃ。これからもだから、大きい20億以上のやつが1者で入札して、そこから全部下請で回ってくるということになると思いますよ、これ。やっぱりそれよくないと、私自身はこれよくないと、適切じゃないと思います。よくないと思いますよ。だから、その辺含めたって、もう一度これやり直すべきだと思いますね、それ。いかがですか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) この工事における空調設備に関する部分というのはごく僅かな部分でありまして、その中で炉であったり、施設であったり、電気設備であったりというようなことをトータルで工事を進めていく、3年で進めていくということで一括してお願いしていると、お願いしたいというようなことであります。できるということであると、地元の企業から購入できる機器について購入する等、その辺の配慮はしていきたいというふうに思っております。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) でも、一括にしちゃうとそこから要するに受注になってくるから、やっぱり半減している部分ってあると思うんですよ。やっぱり手数料とかね、いろんなのあるんじゃないの、こういうのって。だから、やっぱりそういうことを考えたときに、これね、数千万の話だったらまだいいけれども、23億というね、ましてや国からの補助金も10億出ているということになってくれば、国だってもう地域の活力ということをやっぱりこれから考えていかなきゃいけないんですよ。そのときに地元のやつを一括で取るというよりも、むしろどことどことどこを分けて、こうしてこういうのを造り上げるということにしたほうが私いいと思いますよ。その辺含めて、もうこのまんまの約23億ということで決定されると、落札者決定されたというんだけれども、何と何に何億がかかってという細かいやっぱり表が欲しいですよね。何でそれ提示されていないんですか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 入札においては、札入れということで、トータルの金額ということになっておりますので、細かい内容につきましては今後業者のほうから設計等出てくるということになります。私たちのほうの見積りで、見積りというかの中では、土木建築における空調設備については私たちの見積りでは1300万程度というようなことであります。でありますので、トータルの中では僕僅かだというふうに思っておりますし、今後ですね、毎年行います定期修理というものもありますし、毎年個別に対応している修繕につきまして地元業者を入れるようにもちろんしておりますので、その辺で配慮しているというところであります。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) いや、地元の業者を入れるのはいいんですよ。当然だと思いますよ、それは。だって、地域

のものなんだから。だから、それはそれなんですよ。何でこれの入札のときに、今おっしゃられたように細かく入札をしなかったかということと23億と大きいところを一括でやる必要のないところは、個人でやる必要があったんじゃないかなということを私言っているんであって、ここのましてや料金体系というのはやっぱりこの概要の中にね、しっかりとやっぱり入れてもらわなきゃいけないと思うんですよ。炉が幾らぐらいだったのかね。それが全く見えていないのに、23億です、これで決まりました。これを承認してくださいと言ったって、そりゃ課長、ちょっと無理だと思いますよ。これだけの23億、例えばタイヤドーザとか車のね、あれだったら分かりますよ。でも、今回のあそこのところをね、直すということ、改修するということになれば、じゃ何と何が、どれぐらいの幾らぐらいのお金がかかってくるのか。いきなり23億という膨大な額がどんと出るということは、これはちょっとやっぱり私はおかしいんじゃないかなと思います。その辺含めて、今はそれなりの資料をですね、この委員会で見せてください。いかがですか、副市長。

- ○委員長(小嶋正彰) 副市長。
- ○副市長(西澤澄男) 入札の関係については今お話しのとおり、全体額で設計を組んで、それに対して幾らで入札するということになります。要は請け差というの出てまいりますので、それがどの程度になってくるのかによって変わりますので、今ここでどうこうとなかなかちょっと今合計の部分といいますか、単価の部分もございますので、どういう形でお示しできるか、またちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) ぜひですね、どれぐらいなのかということを知りたいですよね。炉が幾らぐらいかかるもんなのか。電気工事とか、それから設置とか、あと管理費が幾らぐらいかかるのかと。でかいのはね、そういうのがやっぱり必要だと思いますよ。だから、やるのはいいんですよ。やるのはいいんだけれども、やっぱりできる限り地元の業者を直で取らせてあげる。そこで競合性を生ませてあげるということがやっぱり私大事だと思うんですよね。1者で一括でやってしまえばそれまでかもしんないけど、取れるものはやっぱり競争性をすればまたそこに活力が生まれてくるんだと思うし、そういうことを何でやれないのかなと。大変申し訳ないんだけれども、不見識かもしれない。だけど、私はそういうふうに素人ながら思うんだけど、そういうことなんですよ。
- ○委員長(小嶋正彰) 副市長。
- ○副市長(西澤澄男) 委員さんの気持ちは私ども十分承知しているつもりでございます。それで、基本的に建物をやる場合についても地元優先ということで、分けられるものについては御承知のとおり躯体だとか設備だとか電気だとか分けて発注させていただいておりますし、今回のものについてはその特殊性というのと、要は分けた場合に取り合い、要は電気工事やっていても、今空調だけを分けるってなかなか難しいところありますので、全体の中で電気工事あって、その中の一部の空調になりますので、大きなほうの取り合いとの関係にすると非常に実際の施工上にいろいろ不都合が出てくると。やっぱりそういう中で入札の段階でも、要は1者にせざるを得なかったと。分けられるものは私どもいろんな形で分けて、地元の経済対策ということでは考慮しているつもりでございますので、それの気持ちは委員さんおっしゃるとおり、私らも今後もそれはそういう形で配慮は、当然発注に際しては配慮していきたいというふうに考えております。
- ○委員長(小嶋正彰) ほかにいいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第37号 工事請負契約の締結について(ごみ焼却施設基幹改良工事)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第32号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長(今井一彦) ただいま議題となりました議案第32号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例議定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、国からの通知に基づき、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の収入が一定程度下がる方等に対して国民健康保険税を減免することができるよう条例を改正するものであります。減免対象となる要件については令和2年度と変更はありませんが、収入の比較は令和2年分に対する令和3年分の見込額が3割以上減少となる場合に変更となります。また、減免対象となる国民健康保険税は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限、または特別徴収対象年金給付の支払い日が設定されている令和3年度分の国民健康保険税となります。

なお、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降の納期限となる令和2年度分の国民健康保 険税についても対象となります。

施行日につきましては条例の公布日とし、議決の日の翌日、6月23日となる見込みであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(小嶋正彰) これより議案第32号に対する質疑を行います。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第32号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第33号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(岡田雅美) ただいま議題となりました議案第33号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定 につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正は、国からの通知に基づき、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度下がる方等に対して令和3年度も介護保険料を減免することができるよう条例を改正するものであります。減免対象となる要件につきましては、令和2年度と変更はございませんが、収入の比較において令和2年分に対して令和3年分見込額が3割以上減少となる場合になります。また、減免対象となる納期限は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限、または特別徴収対象年金給付の支払い日が設定されている令和3年度分の保険料となります。

施行目につきましては条例公布の目とし、議決目の翌日、6月23日となる見込みであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小嶋正彰) これより議案第33号に対する質疑を行います。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

議案第33号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 妙高高原ビジターセンター管理条例議定について

- ○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第34号 妙高高原ビジターセンター管理条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) ただいま議題となりました議案第34号 妙高高原ビジターセンター管理条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和4年4月にグランドオープンを予定している妙高高原ビジターセンターについて、環境省信越自然環境事務所との協定に基づいて管理運営を行うに当たり、必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

主な内容について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。まず、第2条の管理運営の目的は、市民をは じめ国民への自然に関する知識の普及並びに自然の保護と適正な利用を図ることとしております。

次に、第3条の事業は、国立公園における自然や人々の暮らしに関する資料の収集、保管、展示やエコツーリズム等の活動プログラムの提供のほか、自然保護と観光地としての適正な利用についての必要な助言、指導などとしております。

次に、第4条ではビジターセンターの運営方針や諸計画など必要な事項を審議するため、妙高高原ビジターセンター管理運営委員会を設置することを規定しております。

次に、第5条では指定管理者に管理を行わせるものとすること、第6条では指定管理者が行う業務、第7条以降では施設の利用者制限、損害賠償等、管理の基準について規定しております。

最後に、附則についてですが、施行期日は令和4年4月1日とし、必要な準備行為は条例の施行前においても行うことができることを規定しております。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(小嶋正彰) これより議案第34号に対する質疑を行います。 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) ちょっと伺いたいんですが、このビジターセンターを拠点に歴史、それから生活を語るという、そういうことが主になると思うんですよ。例えて言うならば、昔杉野沢辺りで民具を集めて確保して、それを公表したりしたんです。また、中学校の元教員住宅が建ったところに、あそこにそういう歴史的な民具が随分多分入っていると思うんですよね。全然構っていないから、どうなっておるんか分からないんですが、そういう歴史的なものをどのように扱っていくかと1つ伺いたいんですね。ただ、ビジターセンターに、あそこの自然を語るだけじゃなくて、やっぱり生活を語るんですから、今までのやっぱり妙高市の歴史を語るという形であれば、そういう民具というのは大変貴重な品物になると思うんですが、その辺これからどんなふうに考えていかれるんでしょうか。それを伺います。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) ビジターセンターですので、主に自然環境との関係が強くなると思います。雪国での生活を伝えるというのは、やはり雪国にあるビジターセンターの役目だというふうに思っております。どのようなものを使うかにつきましては、環境省のほうで展示を今年度計画を立てて、整備しているところであります。以前からビジターセンターで収集していたものですね、使えるものは使っていただくというようなことになっております。広くそのほかにある民芸品とかですね、そういうものもあるんですけれども、雪国に関係する、自然環境に関係する生活が分かるようなものということになりますが、広く全て展示するというわけにはいかないというふうに思っております。
- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) 先ほど歴史遺物と言いましたけど、そういう民具、例えばそりなど、結局山から昔はマキを取って、下に持っていったと、そういう歴史もあるんですよね。そういうようにみんながみんな飾れないでしょうけど、やっぱり妙高市の歴史を語るんですから、少なくとも単に現代の生活様式だけじゃなくて、昔はこういうこともやっていたんだという、そういうことをやっぱり知らせるのも1つビジターセンターの役割じゃないかと思うんですが、その辺もう一度ちょっと伺いたいと思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 展示施設につきましては、今までの展示施設に比べましてですね、3割から4割ほど広くなっておりますけれども、やはりメインのものにつきましては自然環境に関係する部分、それに関係する生活様式であったり、山岳信仰であったりというような国立公園、妙高戸隠連山を紹介するというものになります。限られたスペースでありますので、工夫していきたいというふうに思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) 今後単に自然という形で今の説明であって、大体そういう形なんですが、それ以外には考えられないというのが今の答弁だと思うんですが、いずれにしろ妙高市を語るにやっぱり必要な分はこれからも補充

していくべきだと思うんです。ましてや1つの建物の中に閉め切りのところで、恐らくもう腐敗していてどうにもならんかもしれませんが、そういうような文化財もあるんですから、そういう点も精査しながらひとつ、例えばもうすぐ中学校の元教員住宅の品物どうなっているかというのは、そういう点検も、あれは市の学校の用地ですから、調べることもできると思うんですよね。やっぱり自然と、あるいは歴史を語るとすれば、やっぱり妙高市の生活をそういうところで閉じ込めておくというんでは話にならんと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 民芸品を所管している課がですね、ちょっと私も生涯学習課になるか、農林課になるか、ちょっと把握はしておらないんですけれども。ビジターセンターにおきましては常設展示と企画展示というものができます。企画展示というのは特別にですね、やる企画なんですけれども、そのようなところでですね、民芸品を活用した紹介とかというものも企画できるのではないかなということで、委員さんからの質疑でそういうふうに思いましたので、そのような点は配慮していきたいというか、そういう企画展示もできるということで検討していきたいというふうに思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) それでは、例えば中学校のそういう<u>民芸品があると、</u>そういうこともすぐ点検体制に入れる ということは、点検しないでいくと、恐らくあそこ、あのやつはもう腐敗しちゃって、どうにもならなくなってい ると思うんですが、その辺のやっぱり点検もお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 環境生活課において管理しているものではありませんので、すぐ点検するとか、そうい うことはここではお答えすることはできません。
- ○委員長(小嶋正彰) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 第4条のビジターセンターの管理運営委員会を設置すると。今現在もあると思いますけど、 一応そのメンバーはどのように予定されているんでしょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 管理運営委員会につきましては、従前のビジターセンターの取壊しの際にですね、一旦 管理運営委員会は廃止しております。今回新たなビジターセンターを運営するに当たって、新たにつくる、設置す るというようなことになります。国立公園を形成する県、新潟県、長野県、周辺自治体、地元の区、地域の教育機 関、自然環境団体、それと環境省、林野庁というようなものを考えております。
- ○委員長(小嶋正彰) 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) 1点ですが、お願いいたします。管理条例施行規則(案)についてです。第3条では、ビジターセンターの利用時間は午前9時から午後5時までとするとあります。また、第2条では妙高高原ビジターセンターは無休とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができるとあります。県からの委託管理ですが、職員体制、また就労体制はどのようにされるのか、その点をお伺いいたします。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 今回の建物は、従前は県だったんですけれども、今回は環境省で建物を建てて、妙高市で管理運営をするということになります。今ですね、指定管理者による管理運営を考えております。休館時間、利用時間につきましては、年末年始でも利用があるということも考えられたりですね、します。それと、夜間ですね、星空観察であるとかというものもありますので、臨機応変に対応できるようにということにしたいと思っております。ただ、基本的な時間を定める必要があるというようなことで、ここでは午前9時から5時までというのは必ず

開いている時間だというようなことで定めさせていただきたいというものであります。

- ○委員長(小嶋正彰) 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) 分かりました。先日の報道でもスイレンの新しい駆除ということで、これまでにない作法で しているということで、また来られる方が妙高の逆さ妙高山を見ていただき、妙高を満喫していただけることも市 民も全員楽しみにしています。ありがとうございました。
- ○委員長(小嶋正彰) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 指定管理者についてなんですけど、妙高高原時代は池の平温泉区、妙高高原観光協会、それで妙高市になって妙高市観光協会、DMOと推移してきましたが、今回はどういうようなコンセプトで、例えば地元が中心なのか、どういう形を取るのか。まだ決まってはいないと思いますが、どういうコンセプトをお持ちなのか、分かったらお教え願いたいと思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) これから指定管理者の指定という手続に入ってくるわけなんですけれども、7月、この 予定ですけれども、指定管理者の候補を公募によって決定したいというふうに思っております。議会につきまして は、9月議会でですね、指定の議決をいただきたいというふうに思っております。

コンセプトというようなことではあるんですけれども、ビジターセンターの本来業務というものがあると思います。訪れた人に自然環境を、展示施設をしっかり見てもらう、ガイドをしてもらう。それと、周辺のいもり池等含めたプログラムの提供というようなことは的確にやってもらう。最低限ということじゃないですけれども、必ずやってもらうということであります。国立公園の代表するビジターセンターでありますので、抜かりのないよう心がけていきたいというふうに思います。それと併せてですね、今回以前のビジターセンターでは休憩施設がない、休むところがないといったところで、環境省のほうでは広い休憩施設を設置しております。休憩施設に提供できるようなカフェとかですね、そういう休憩される方のくつろげるということも大事なことであるというふうに思っておりますので、その辺を提供できる方を指定管理で選んでいきたいというふうに思います。

○委員長(小嶋正彰) 委員長を交代します。

[委員長、副委員長と交代]

- ○副委員長(太田紀己代) 小嶋委員。
- ○小嶋委員(小嶋正彰) このビジターセンターの管理運営の目的、第2条には、自然に関する知識の普及並びに自然の保護及び適正な利用を図ることを目的とすると。こういうことですので、自然の知識、保護、こういうことがメインになろうかというふうに思います。展示内容についてはこれからいろと検討するというようなふうに受け止めておりますが、事業のほうの第3条の(1)に、そういった資料の収集、保管、展示のほかにエコツーリズム等活動プログラムの提供と、こういう項目が載っかっています。私は、どっちかというとそっちのほうがですね、地域の活性化にも結びつきますし、地元の企業さんも参加しやすい。なおかつ今までもですね、そういう活動を盛り上げてきたという経緯もございます。スイレンの除去もそうですし、オオハンゴンソウの除去もそうですし、いろんな春、夏、秋の周辺のですね、観察ツアーなんかも評判がよかったということで、妙高高原へ訪れる方も増えていたんじゃないかなというふうに思います。したがいまして、こういった今まで培ってきた財産をですね、きちっと継承してですね、さらにいいものにしていくという姿勢が、指定管理者の選定の条件に私はしていただきたいなというふうに思っております。都会のほうのどこかの業者が入るのか、あるいは地元の団体が入るのかまだ未定ということでございますけれども、やはりそこにはですね、活動プログラムを提供できるような、組立てできるような、案内できるような専門性の高い人材の確保というのが大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

地元のパークボランティアだとか、いろんな方がおられる。協力して、熱心な方もおられますが、そういった方々をいかにこの中でですね、新しいビジターセンターの中で活用していただけるのか、その辺のお考えをお聞かせください。

- ○副委員長(太田紀己代) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) やはり自然環境を案内するだとか、ガイドするだとか、説明するだとかといったときに、 やはり地元のことについて承知していなければ当然いい案内ができないわけでありますんで、東京の業者が、そこ の自然環境しか分かっていないような業者がというわけにはいかないというふうに思います。そのようなところは 選定の条件になるんではないかなというふうに思います。

それと、地元のボランティアの方の活動というのは非常に重要だと思います。ボランティアの方の生きがいにもつながりますし、自然環境の広い普及にはやはり多くの人が携わるということが必要だと思いますので、そのようなことに配慮していただくような指定管理の運営というのが重要になってくるというふうに思います。

- ○副委員長(太田紀己代) 小嶋委員。
- ○小嶋委員(小嶋正彰) ぜひですね、ボランティアも大きな柱ですけれども、そのほかにも植物の研究ですとかいもり池の動物、それから水中生物、そういったものに対する研究を行っている団体も幾つもございますし、そういった方々の成果をですね、きちっとこういう活動に反映できるような仕組みをつくっていただきたいなというふうに思います。

1点、3条の(2)の中でですね、観光地としての適正な利用について必要な助言及び指導を行うということがあるんですが、この指導というのはなかなか難しいんですけども、指導の範囲というのはどんなふうにお考えでしょうか。

- ○副委員長(太田紀己代) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) ビジターセンターにおいて自然環境を守る、観光地として適正な利用について守っていただくために、それなりというか、明確な指導をできる人材が必要であると思いますし、自然環境を整えるキーとなる施設ということを考えております。指導の範囲については、どのような指導ができるか、注意になるのか、そういうところまでは今のところ精査はしておらないので、今後精査していきたいというふうに思います。
- ○副委員長(太田紀己代) 小嶋委員。
- ○小嶋委員(小嶋正彰) 先日3月議会で希少動植物の保護の条例が成立いたしました。もう動いているかと思います。 そういった中でもですね、やっぱり監視とか、罰則とかですね、厳しいこともありました。そういう自然保護、環境保全のトータルの戦略としてですね、そういった組合わせも考えながらですね、やっていくような形を取らないとですね、この目的である自然に関する知識の普及並びに自然保護、適正な利用というのができないんじゃないかなというふうに思います。ぜひトータルで考えていただいて、指導というところまで踏み込んでいただければいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- ○副委員長(太田紀己代) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 今ほど委員おっしゃったとおりなかなか私たち自然環境保護、動植物の保護といっても、なかなか知識がないというようなところであります。ビジターセンターには研究される方、調査される方が来ていただくことを考えております。ビジターセンターを中心に野生動植物の保護の調査等を行っていくのがよいというふうに思っておりますので、ぜひそのように考えてまいりたいというふうに思います。
- ○副委員長(太田紀己代) 委員長を交代します。

[副委員長、委員長と交代]

- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) すみません。ちょっと教えてもらいたいんですけれども、以前のビジターセンターに勤めて いた方というのは今どうされているんでしょう。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 昨年度勤められた方3人おられますが、館長さんにつきましては定年退職ということで、 仕事には携わっていません。今仕事というのは妙高市から委託をしまして、ビジターセンターはないんですけども、 いもり池の案内所というものを委託しておりますので、そこには今2人おりまして、旧ビジターセンター、3人い たうちの館長さんを除く2人は、今管理委託をしておりますその事業に2人は携わっております。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) 指定管理者ということでね、先ほど来から出ているんですけれども、DMO、妙高観光ツーリズムについてもそうなんですけれど、あそこに関してはね、51%を要するに運営のその補助金で、市の補助金で賄っているということで、そっちのほうでほかの事業も非常に今難しいような状況だった、その環境。そこにまた例えばね、指定管理者になったらもっと運営が回らなくなってきちゃうんじゃないかなと私は思うんですよ。その辺の精査しないとやっぱりいけないんじゃないかなということがあると思いますよ。これから入札して、入札じゃない。何が指定管理者にするかということなんだけれども、ただただもういっぱいいっぱいのところに果たしてそれができるのかどうか、いろんな諸問題が出ているのに、そういうところでできるのかどうか、その辺の判断ってすごく私市としても重要だと思いますよ。私の見る限りにはもう本当に予算がいっぱいで、ほとんどが、もう半分以上がそういう状況になっていて、それで今度高谷池見て、指定管理者やっていて、そしてまた今度これやるといったらもう全部を全部やったら手なんて回るわけがないんだし、もう全て市のほうに顔見ているようなもんになっているじゃん。果たしてそれが適正なのかどうかということになってくると思うけれども、判断基準って果たしてそれが一極集中でいいのか、その辺ということも考える必要があると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょう。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) これから指定管理者の公募に入っていくわけなんですけれども、どの業者というふうな話はできないんですけれども、複数の業者からですね、指定管理を行いたいというような話はいただいております。 今後公募によって何者がですね、入ってくるか分かりませんけれども、その中で国立公園妙高にふさわしい指定管理者を選んでいきたいというふうに思っております。
- ○委員長(小嶋正彰) 宮澤委員。
- ○宮澤委員(宮澤一照) いや、だからこそね、それは理想であって、それがまたねじ曲がったようなことにならないように、本当にそこがしっかりと運営できるような体制なのかということをやっぱり見ないと、運営がね、やっぱ厳しくなってきちゃうと思うんですよ。そこはそうなってくると末端の職員に負荷が全部かかってきちゃうんですよ。それを私言っているんで、だからその辺を含めたですね、やっぱりしっかりとした指定管理者の選任をしていただきたいと思います。最後にもう一度、いかがでしょう。
- ○委員長(小嶋正彰) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岩澤正明) 市の指定管理といっても委託でありますので、そのようなところは配慮していきたいというふうに思います。
- ○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

議案第34号 妙高高原ビジターセンター管理条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項

○委員長(小嶋正彰) 次に、議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管 事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長(今井一彦) ただいま議題となりました議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第 3号)について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。予算書14、15ページをお開きください。中段の4款1項2目予防費のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、5月10日から開始しました集団接種におきまして、当初の想定より接種を希望される方が多いことや安全、安心な接種体制とするために、誘導員を中心に従事者数を増員したことに伴う会計年度任用職員の人件費や集団接種会場の設置に係る委託料などを計上したものであります。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、集団接種の接種日程や勤務時間の実態に合わせ、接種業務に 当たる医師、看護師の報酬等について計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書8、9ページをお開きください。16款1項2目衛生費国庫負担金は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に対し、またその下、同2項衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対し、それぞれ国から全額充当される負担金及び補助金であります。

以上、議案第38号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(小嶋正彰) これより議案第38号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) お願いします。私まだワクチンを打っていないので、会場のことはちょっと分からないんですが、最初の頃ちょっといろいろありましたが、今はスムーズにいっているということを市民の方から聞いています。前日準備が非常に職員の方とか、皆さん大変な話も聞いておりますし、まだまだ続きますが、頑張っていただきたいと思います。

ここで対象となる主な内容ということで、個別接種を実施する医療機関、今まで個別接種することなかったと思うんですけど、これの対象になる方は年齢なのか、また病気的な、そういうことがあってのあれなのか、その点について分かりましたらお願いいたします。

- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) 個別接種といいますと、各医療機関で直接接種を受ける方ということでよろしいでしょ うか。個別接種につきましては、今ほど説明しましたとおり各医療機関で受けるということでございますが、妙高

市内なかなか、そもそも医療機関が少ないということもございまして、公表されている医療機関はないということでございます。ただ、かかりつけ医の先生方から直接打っていただきたいという方につきましては妙高市内、それから上越市内問わずですね、先生方と相談していただく中で実際は打っていただいているというのが実情でございます。

- ○委員長(小嶋正彰) 横尾委員。
- ○横尾委員(横尾祐子) 報道ではいろいろ学校の先生とか医療従事者、そして医師、そしてまた自衛隊の方とかある んですけども、妙高市の場合はちょっと聞いていないんですけども、話せる部分でそういう方々に打っていただい ているのかどうか、その点についてお伺いいたします。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) まず、今回の接種が始まるに当たりまして、国におきましては医療従事者を先行接種ですか、先行接種という形で、これは市が関わらない形の中で県が各医療機関と連携しながら打ち始めました。接種者数につきましては、国の推計では人口の大体3%だろうといっておりますので、妙高市内では大体900人を推計する中で、各従来の予算の中では説明させていただいたところでございます。

それから、それ以外の方につきましては、私ども施設の接種、それから先ほど申し上げました個別接種、それから全体の受皿としての集団接種ということで実施しておりますし、今後保育士、それから教職員等につきましては 市独自の優先接種ということで、今後実施してまいりたいというふうに考えております。

- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) 大変コロナに対しては御苦労さまです。大変職員の献身的な動きによって、妙高市では順調 に進んでいると思うんです。これからの予定をちょっと伺いたいんですが、今の65歳以上ですか、大体どのぐらい の人が接種されて、2回目もですが、やっておられるのか。その後今度それ以下の、65歳以下の方の接種状況はど ういう形になっているのか、その辺を伺いたいと思います。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) お答えいたします。

まず、接種の進捗状況でありますが、集団接種として施設接種の数は把握しておりますので、合計でですね、1 回目終了が73.1%という進捗でございます。それから、同じく集団と施設接種の合計ですが、2回目終了の方につきましては、6月16日、昨日現在53.7%という状況でございます。

それから、今後の予定につきましては、先般の全員協議会で御説明申し上げましたが、64歳以下の接種につきましては65歳以上の1回目が終わる翌日、7月4日から開始しまして、13歳以上の接種につきましては10月下旬での接種完了を目指しているというところでございます。

- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) よそでは企業に対して接種、大きい会社じゃないとできないんでしょうが、妙高市ではそういう企業に依頼するという、そういうことはやっておられるんでしょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) お答えいたします。

国が進める職域接種のことだと思いますが、現在国におきましてはその会場で1000人規模、それから少し今度基準を下げまして500人規模というふうにやっておりますが、県からの説明によりましては直接県のほうでその希望を取りまとめるといったことで、市としては内容をちょっと承知はしていないということでございます。また、接種に当たりましては、職域接種の場合は使用するワクチンについてはモデルナ社製、それから問題となるのは医療従

事者を確保しなきゃいけないんですが、それについては地元の市町村に対して迷惑のかからない、集団接種の支障 にならないような形で進めていきたいというふうに説明を受けております。

- ○委員長(小嶋正彰) 丸山委員。
- ○丸山委員(丸山政男) 64歳以下、これから始まるんですが、その後小学生ですか、12歳以下、これはどういう形に なったんでしょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) 当初はファイザー社製の接種の対象者は、16歳以上ということでスタートいたしましたが、その後ファイザー社製の承認申請が修正されまして、12歳から15歳までも国の接種の対象となるということに改められまして、この6月1日から運用を開始されているところでございます。先般の全員協議会で説明した資料の中でも12歳以上の方に対しても対象としておりますし、ただ問題となるのは12歳となる方は満年齢にならないと打てないよということでございますので、そこら辺もまたいろいろ考慮しながら接種を進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) 日頃からですね、ワクチン接種が始まって、市役所の職員の方々休みもなく働いておられるのではないかと。非常にそちらのほうの健康管理も気にはなるところなんですが、やはりですね、このワクチン接種はきちっと進めていただかなければならない、そういった案件であるかと思います。

その中で何点かちょっとお伺いしたいんですが、まず基礎疾患のおありの方、糖尿病とか、慢性閉塞性肺疾患とか、リウマチの疾患とかお持ちの方々の接種状況はどのような形になっておられるか、もし把握しておられたら教えてください。

- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) 現在65歳以上の方の接種を進めておりますが、その方の皆さんの中にも基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。その方につきましては、かかりつけ医の先生と相談していただく中で、接種はやめたほうがいいですとか、あるいはじゃ私のクリニックで打ちましょうとか、あるいは集団接種で大丈夫ですよというような判断をいただいている中で接種をしていただいているところでございます。

それから、今後64歳以下の方につきましても、正直市のほうは、全国どこの市町村もそうなんですけども、基礎 疾患の状況を把握しておりません。したがいまして、今後は自己申告、予診表の中で申告していただく中で接種を していただくということになります。

以上です。

- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) ありがとうございます。ワクチン接種につきましては、今回のこの接種体制確保事業といったところで2月の補正、3月の補正と来て、今回に至っているわけなんですが、ここのところで主に人件費のところもあろうかと思います。また、接種を円滑に行うための事業もあるんだというところですが、例えば医師とか医療従事者、あるいはその事務関係の方々に対する費用ですが、先回までの補正の中で、これは100%もう使われていて、また今回新たに出たものなのかどうか、ちょっとその辺を教えていただけますか。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) お答えいたします。

今回の補正の主なものは、人件費が中心となります。これ使い切っているわけではございませんが、今後64歳以下の皆さんの接種を進めるに当たって、やっぱり不足については今の段階で増額しておく必要があるということで

ございます。4月18日に模擬訓練を実施しました。それから、5月10日から集団接種を開始いたしまして、従来は国や県が示すモデルを基にした人員配置を基に予算化しておりましたが、やっぱり人間足りないだろうと。例えば市独自の施設に応じてやっぱりどうしても長くなったり、誘導員も必要になったりとすることがございました。基本的には人間も増やさなきゃいけないだろうということ、それから64歳以下の接種計画をつくる中で、大体の日程も確定してきました。そうしたやっぱりたくさんの方が接種会場に参られるということで、1日の接種、勤務時間もやっぱり当初よりも長くなっております。そういった人間の数、それから日程、それから1日当たりの時間というものを中心にもう一回積算し直して、補正させていただいたということでございます。

- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) 確かに医療従事者、医師の確保は非常に大変だと。隣の上越市の方からもちょっと伺ったんですけど、妙高市は医師の確保が非常に大変なんじゃないかというようなこともありましたが、いろんな御協力をいただいて今までの接種のパーセンテージに至っているとは思うんですね。私は、2回丸々接種したわけなんですが、1回目と2回目、時間の流れ、動線は随分改良されたんだなといったところは分かったんですが、時間的なところはやはり1時間40分から1時間50分かかるんですね、受付をしてから自分が帰られるまで。といったところで、私ちょっとほかの市町村でちょっとお手伝いをさせていただいたんですが、大体30分くらいで受付からの流れでうまく動いているんですね。ですから、妙高市は集団接種場所が3か所といったところで、特に新井会場が非常に人数的に多くなってしまうので、いろいろと動線や何かのところの問題もあろうかと思いますが、これから若い方々が来られるわけですね。そういったところで人数的なものもありますが、何か今後改善、改良されている点はございますか。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) 今後の改善、改良につきまして、また随時気づいた点は直していきたいと思っておりますが、高齢者の方を対象としたやっぱり動線と若い方を対象とした動線はまた変わってくるかなというふうに思っていまして、また必要に応じて見直したいと思っています。

それから、現在は2回目の方を中心に打っておりますが、かなりその流れはスムーズになっております。何が原因かなと思って考えてみたんですが、やっぱり時間どおりに来たほうがいいんだということが皆さんに浸透してきたこと、それから書類もですね、1回目は接種券が送られてきたときの封筒と日時の指定が送られてきたときの封筒2つ持ってこられて、その中から必要なものを出しておられているものを伸ばして受付に臨むというような、そこで時間もかかっていたんですが、今の1回目の接種が終わった段階で、次回必要なものについてはクリアファイルに全部まとめて、これ大事なもんですから、次回このまま持ってきてくださいよというような渡し方にしております。そんなこともございますし、対象となっている方も動線、流れが分かってきているということで、大分変わってきているなというふうな感想は持っております。

- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) いろいろと改善をなさっておられるというところで、若い人たちに関しても先回折り込みで若い方々へのこういった回覧が回ったかと思うんですね。そのときに予診票とかいろんなものを頂いて、封筒に頂いたときにですね、コロナのワクチンの副反応についての情報が入っているんですが、ここのところは厚労省と、それからですね、これはファイザー製ですかね。ファイザー社のほうからの折り込みが入っていたんですが、ここの中で接種後に気になる症状を認めた場合は接種医、あるいはかかりつけ医に相談しましょう。あるいは、ワクチン接種を受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口といったところで、何点かあるんですが、妙高市のほうで一括そういったことを受けていらっしゃるんでしょうか。

- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) やっぱりその内容によりまして、市で受けられるものと専門機関で受けられるものとやっぱり分かれるものだというふうに思っております。現在ですね、特に2回目を受けた方が一般的には副反応が多いというような現状もございまして、けいなん総合病院の政二院長先生からもアドバイスをいただきました。それで、新型コロナワクチン2回目の接種を終えられた方へということで、注意点をまとめたものを2回目の接種会場で、当初保健師等がアナウンスをしていたんですが、やっぱりそれだとなかなか記憶に残らないということで、今現在このようなチラシを作りまして、2回目が終わって、2回目の接種済み証を交付するときに一緒にこれ挟み込みましてですね、自宅に帰られて副反応等が起きるかもしれませんので、よく読んでおいてくださいねというようなことでお渡しして、注意喚起をしているところでございます。
- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) ありがとうございます。やはり副反応に関して非常に皆さん危惧をされていて、あまりにも情報で2回目がひどくなるよといったところで、みんなそこで動揺しちゃっているという部分があるんですね。でも、ワクチンは受けたいといったところですから、そういったところを正しく情報を流していただくことと、あるところによってはとにかく副反応で痛みと発熱、頭痛強度になるといったところで、その予備薬をね、処方されるところがあるやに聞いておりますが、そういったところもあまりに前もって頭痛薬、解熱鎮痛薬等を服用するとワクチン的にどうなんだといった話もありますし、そういったことも含めてきちっと、これから若い方々特に注射をされて、どうも発熱が出るのは若い方々の割合多いんですね。そうすると、やはり休まなければならない、そういったことも出てきますので、その辺正しく情報を投げかけて、皆さんが正しい行動が取れるようにしていただいたほうがよろしいかと思いますが、それについてはいかがでしょう。
- ○委員長(小嶋正彰) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(今井一彦) お答えいたします。

先ほどこのチラシの内容、ちょっと説明足らずで申し訳ありませんでした。この内容につきましては、ワクチンを受けた日の注意点とかですね、接種後数日以内に現れる可能性のある症状についてと、そのほかに実際に発熱した場合については市販の解熱剤を服用し、様子を見てくださいとかですね、薬を飲んでも改善しない場合は医療機関へ御相談ください、それから頭痛や体のだるさが3日以上たっても改善しない場合は医療機関へ御相談くださいとかですね、接種後の副反応などの健康相談につきましては県が設置している医療健康相談へ連絡してくださいというような内容を周知しているところでございますので、これをそのまま64歳以下、若い方等にも使用できるかどうかも確認いたしまして、また活用してまいりたいというふうに考えております。

- ○委員長(小嶋正彰) 太田委員。
- ○太田委員(太田紀己代) これで最後なんですが、確かにこういったものを非常にたくさん入ってくるんですね。じゃ、これだけ細かい文字を全部読まれるかというと、なかなかお読みにならない場合もあります。そういった点も含めて、今も放送設備を利用しながら皆さんに情報を出しておられるかと思います。口頭でも、それからこういった文章でも併せてスムーズに、そしてたくさんの方々にワクチンを受けていただいて、安心、安全な妙高市になるように、市の方々の御協力をいただきたいと思います。その辺について、改めて副市長はどのようにお考えでございましょうか。
- ○委員長(小嶋正彰) 副市長。
- ○副市長(西澤澄男) ワクチン接種については、今市の職員、それから御協力いただいている会計年度職員の方々も、 医療機関の皆様から御協力いただく中で順次進めております。先般全協でもお話ししたとおり一応10月末で希望す

る方に対しては基本的に全て打ち終わるという状況でありますので、これからもそういう形で早く集団免疫が確保 できて、通常の経済活動ができるような形に早くなれるように努力はしていきたいというふうに思っております。

○委員長(小嶋正彰) 皆様よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査(調査)の申出について

○委員長(小嶋正彰) 引き続き閉会中の継続審査(調査)の申出についてを議題とします。

御手元に配付の閉会中の継続審査(調査)の申出について(案)を御覧ください。

(1)、管内調査についてお諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、(1)、管内調査の申出については、御手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。 次に、管内調査の日程についてお諮りします。管内調査については、7月2日金曜日に実施することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月2日金曜日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、お手元に配付の資料にも記載しておりませんが、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小嶋正彰) 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については申出しないことに決定されました。

○委員長(小嶋正彰) 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。 これをもちまして建設厚生委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午前11時20分